

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和6年12月13日

香川県長尾土木事務所長 阿河 賢治

1 入札に付する事項

(1) 契約名

ヨット売買契約

(2) 売買物件の内容

物件調書による

(3) 売買物件の保管場所

香川県さぬき市志度 志度港1号物揚場前泊地内

(4) 売買物件を継続使用しない場合の撤去期限

令和7年3月31日まで

(5) 入札方法

紙入札。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和6年12月13日（金）から令和7年1月6日（月）まで（香川県の休日定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び正午から午後1時を除く午前9時～午後5時）

郵便番号 769-2301

香川県さぬき市長尾東1538-1

香川県長尾土木事務所 総務課

電話番号 0879-52-2585

FAX番号0879-52-4855

なお、長尾土木ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/nagaodoboku/index.html>）においても閲覧に供する。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書（様式6）」を令和7年1月6日（月）午後5時までに香川県長尾土木事務所総務課に対し文書で行うこと。

質問文書には、住所・氏名・連絡先（電話・FAX・メール番号）を明記すること。

回答は、令和7年1月9日（木）に（休日及び正午から午後1時を除く午前9時から午後5時分まで）、3に示した場所において供覧に供するとともに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けたもの全員にFAX（メール）で送付する。

5 入札及び開札を行う日時及び場所

令和7年2月6日（木）午前11時00分

香川県さぬき市長尾東1538-1

香川県長尾土木事務所 会議室

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、書留郵便その他これに準ずる方法により、令和7年2月3日（月）午後5時までに受領したものに限る。

7 現地説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、物件を確認したい場合は、3に示した場所に連絡すること。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年1月21日（火）までに「入札（契約）保証金減免申請書（様式7）」を香川県長尾土木事務所に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 本件入札物件に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた香川県職員に該当しない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団でないこと。
- (6) 香川県における「県有財産等の売払いにおける暴力団等の排除に関する要綱」の別表に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。）

第5条に規定する観察処分を受けた団体及び代表一般役員等が当該団体の役職員又は構成員である者に該当しないこと。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、「ヨット売却の一般競争入札参加申込書兼受付書（様式1）」に必要書類を添付して令和7年1月21日（火）午後5時までに、香川県長尾土木事務所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年1月27日（月）に通知する。

なお、必要な添付書類は以下のとおり。

①個人の場合

- ア 住民票
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 印鑑登録証明書

②法人の場合

- ア 登記事項証明書（現在事項）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 印鑑登録証明書
- エ 役員一覧（様式3）

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。

なお、入札結果は公表する。

14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

詳細は、入札説明書による。